

様式第4号（第5条関係）

納税証明書一覧

課税状況

		審査対象課税項目	対象項目	備考
国税	法人の場合	法人税		
		消費税及び地方消費税		
	個人の場合	所得税		
		消費税及び地方消費税		
山口県税		全税目		
山陽小野田市税		全税目		

上記のとおり、課税されていますが、未納（滞納）額のない資料として納税証明書を添付します。

記載要領

- 「対象項目」欄は、該当するものに○印を記入してください。
- 納税証明書は、原本（発行後3か月以内）を添付してください（コピー不可）。
 国税は、「法人用はその3の3様式・未納税額のない証明用、個人用はその3の2様式・未納税額のない証明用」、山口県税は「競争入札参加用の滞納のないことの証明書」、山陽小野田市税は、「未納税額のないことの証明書」です。
- 「備考」欄は、課税されているのに未納（滞納）のないことを示す納税証明書を添付できない場合に、その理由を具体的に記入してください。その場合、山陽小野田市が審査する上でさらに追加の資料（税務当局との納付受託証書等）を求めたときは、必ず早急に追加資料を提出すること。
- 新たに組合等を組織されるときは、構成する各業者の証明書を提出してください。